

令和元年6月15日現在

機関番号：32669

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K21416

研究課題名(和文) 我が国における農業環境直接支払制度の普及・定着に向けた地域比較研究

研究課題名(英文) A regional comparative study for spread and establishment of direct payment system for environmentally friendly farming in Japan

研究代表者

桑原 考史 (Kuwabara, Takashi)

日本獣医生命科学大学・応用生命科学部・講師

研究者番号：10724403

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：国が2011年度に導入した環境保全型農業直接支払制度の活用実態を解明し、政策的含蓄を得ることを目的として、制度を積極的に活用している国内4地域の比較分析を行った。その結果、各自治体は独自支援と制度の地域裁量性を駆使して、以前から行ってきた支援のあり方を維持していた。支援の具体的なあり方は、各地域の環境保全型農業の推進戦略に応じて「普及型」か「高度支援型」のいずれかであった。また、環境保全を志向する市民団体と農業生産者の連携強化も重要な政策課題と考えられた。これらは国の制度改善の方向性を示唆している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、これまでほとんど明らかにされてこなかった国内の環境支払制度の利用実態を、生産者・行政・農協・市民団体等に対する綿密な現地調査と地域比較を通じて明らかにし、政策的含蓄を提示した点である。社会的意義は、自然条件や販売戦略の地域的多様性(立地特性)に配慮し、「普及型」と「高度支援型」のように異なる方向性の支援が可能であるような制度設計が求められること、農業生産者と環境保全市民団体の連携強化が重要な政策課題であることを指摘した点である。

研究成果の概要(英文)：This study aims to clarify the actual situations of utilizing the direct payment system which the government introduced in 2011 in order to promote environmentally friendly farming practices, and obtain a policy implication. We conducted a comparative analysis of four regions in Japan, where the direct payment system has been actively utilized. We found that the municipalities maintained the style of their previous support, through adding their own payments and utilizing regional discretion which has been prepared in the government's system. The style was either "small support widely" or "much support for high-level practice", depending on each region's strategy for promoting environmentally friendly farming practices. Furthermore, promoting cooperation between citizen groups which aim for environmental conservation and farmers was considered as an important policy issue. These suggest the direction of the government's direct payment system improvement.

研究分野：農業経済学・農政学

キーワード：環境保全型農業 直接支払 農業環境政策 農産物認証 生物調査

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

温暖化防止、生物多様性保全といった地球環境や生態系への配慮は人類のあらゆる活動領域で求められている。農業分野では法的規制や市場活用（製品差別化）に加え、慣行水準より高度な環境保全の取組、環境保全型農業に対する直接支払（以下環境支払）が実施されている。

直接支払実施の社会的・政治的背景として、地球環境問題への関心の高まりに加え、農業保護政策の手法の国際的な転換がある。消費者負担による市場歪曲的な農産物価格支持から、納税者負担による市場中立的な直接支払へ、という転換である（矢口 1995）。貿易自由化交渉の進展に伴い、EU と米国は 1980 年代にいち早く政策転換を遂げ、環境支払を導入した。

一方、我が国政府が環境支払的な仕組みを導入したのは 2007 年度の農地・水・環境保全向上対策からである。同対策では化学肥料・農薬の慣行比 5 割低減に対する支払が、地域の水路・農道等の管理活動実施を前提として行われた。2011 年度から環境支払は上記制度と切り離されて独立し、生産者の個々の取組を支援できるようになった。対象取組は、化学肥料・農薬 5 割低減と併せて実施される、地球温暖化や生物多様性保全等に資する技術とされた。また、2012 年度から都道府県ごとに支援対象取組（地域特認取組）の設定が可能となった。

我が国におけるこうした環境支払制度の導入と再編はおおむね肯定的に評価された一方、政策論の視点から次のような批判が存在した（飯國 2011；荘林ら 2012；西澤編 2014；荘林・木村 2014）。(a)財政的支援を行う基準点（レファレンスレベル：生産者と社会の責任分界点）が不明瞭であること。(b)支払単価の算定根拠が不明瞭であること。(c)地域ぐるみの資源管理活動の支援とリンクしており、支援対象者が限定されること（2011 年度以降は解消されている）。

制度実績を見れば、環境支払の実施面積は 3 年目の 2013 年度で約 5 万 ha と、全耕地面積の 2%未滿にとどまっていた。環境支払と並び農業の多面的機能の維持・向上を目的とする他の直接支払制度と比較すれば、条件不利地域対策である中山間地域等直接支払は 69 万 ha、資源管理活動支援である農地・水支払は 147 万 ha と、まさに桁違いであった（ともに 2013 年度）。環境支払制度が慣行農業から環境保全型農業への転換を後押しする効果は、極めて限定的と言わざるをえない状況であった。これらのことから、何らかの制度の改善が必要と思われた。

学術的には、国に先行して独自の環境支払を導入した地域、たとえば滋賀県等の事例が知られていた（岸 2005）。しかし 2011 年度の国の制度開始後の状況は、こうした先行的事例を含め明らかになっていなかった。他の直接支払制度に関しては事例分析が多数あり、制度利用実態や課題等の知見が蓄積されているのに対し、環境支払に関する事例分析はほとんど存在していなかった。

2. 研究の目的

以上を踏まえ、先行的に独自の環境支払を実施した複数の地域を対象に、国の環境支払制度導入後の支援体制の変化、および国の制度利用の実態を把握することとした。実態把握を通じて、制度の改善および普及定着に向けた政策的含蓄を得ることを本研究の目的とした。以下、環境支払の語は自治体施策を含むものとして用い、国の制度に言及する際はそれを明記する。

先行研究で指摘されている問題点（上記 a~c）を踏まえ、次の 3 点のサブ課題を掲げた。

(1) 地方自治体における独自制度の形成過程および国の制度との関係の解明

問題点(a)に関し、各事例地域における独自制度のレファレンスレベルの水準および環境改善目標、支援体制等について、成立経緯を含めて把握する。また、これと国の制度との相違点を整理し、国の制度導入後における支援体制の変化を分析する。

(2) 環境に配慮した取組を行う農業経営の実態・収益性・助成効果の解明

問題点(b)に関し、各事例地域における支援対象取組・単価が環境保全型農業の普及に及ぼす効果と、代表的な農業経営における制度活用の実態と課題を把握する。

(3) 環境保全に取組む農業経営と地域社会の関係性の解明

問題点(c)に関し、農業経営と地域社会の間に、環境保全型農業の取組に特有の関係が見られるかどうか、それはいかなるものかを把握する。

これらを通じ、環境支払制度の改善・普及・定着に向けた政策的含蓄を考察した。

3. 研究の方法

事例地域は宮城県大崎市、新潟県佐渡市、滋賀県、兵庫県豊岡市とした。これら 4 地域では鳥類の生息湿地保全（大崎市）や野生復帰（佐渡市、豊岡市）琵琶湖の水質保全（滋賀県）といった事業・活動が国や県、市民団体等により進められている。これらを背景に市ないし県が環境保全型農業の取組を推進しており、独自の環境支払を実施してきた。また国の制度利用実績も豊富である。4 地域とも、独特の生態系や環境行政の特異な展開といった条件を有し、知見の一般化には留保が必要である。とはいえ環境支払に関する実態分析が少ない現状では、こうした地域の比較分析を通じて、新たなかつ有用な知見を引き出しうると判断した。

これらの地域において、環境保全型農業に取組んで環境支払を受給している生産者（全 14 名）行政（1 県 4 市）農協（同 4 組合）集落や環境保全団体等の地域組織（5 団体）に対する聞き取り調査を実施した。一部の対象には複数回調査を行い、滋賀県内ではとくに長浜市の生産者、行政、農協を対象に調査を実施した。なお、面積ベースで見ると国の環境支払対象作物の 6~7 割が水稻であり、事例 4 地域の主作物も水稻であるため、作目を水稻に限定した。

4. 研究成果

(1) 地方自治体における独自制度の形成過程および国の制度との関係の解明

国の制度施行前に、各地方自治体が独自に実施していた環境支払の対象取組、単価等は、当然ながら地域ごとに多様であった。そのため当然ながら、レファレンスレベル（生産者と社会の責任分界点）は全国で統一されていなかった。

大崎市は水田転作助成金（産地づくり交付金）を活用して、無農薬・無化学肥料栽培と冬期湛水を組み合わせた取組に対する支払を2004～09年度に実施した。支払単価は8千円/10aであった。佐渡市は2008年度に、後述する生産物認証制度とともに環境支払を開始した。これは生産物認証要件の1つである「生きものを育む農法」、たとえば冬期湛水の取組を対象としており、支払単価は500円～4千円/10aと大崎市に比べ低額であった。これは2018年度まで継続されていた。滋賀県では2001年度に生産物認証制度を開始し、2004～08年度に独自の環境支払を実施した。水稲では化学肥料・農薬の削減率と面積基準に応じて、500円～5千円/10aが支給された。豊岡市では2003年度から「コウノトリ育む農法」の実践が始まり、技術要件の1つである冬期湛水に対して10a当たり4万円（2003～07年度）または7千円（2008～14年度）が支給された。このように本研究の事例地域にかぎっても、支援の対象取組や単価、支援の前提となる農業生産者に求められる取組の水準（レファレンスレベル）はまちまちであった。

2011年度に国の環境支払が開始されると、大崎市、滋賀県は独自支援を打ち切り、国の制度を活用するようになった。独自支援を継続した佐渡市、豊岡市でも、国の制度利用実績面積は年々拡大していた。このことから一見、各地域の環境支払は国の制度に統合され、単一の支援枠組みが実現したかに思える。しかし必ずしもそうではない。

国の制度ではたしかにレファレンスレベルの水準は統一された。化学肥料・農薬の慣行比5割低減、エコファーマー認証取得等である。しかし支援の内容・単価には、地域裁量の余地が多分に残されていた。具体的には2012年度の地域特認取組の導入である。これは都道府県が取組内容と支払単価を国に申請し、認められれば全国共通取組と同様の支援（国・県・市の負担割合は2:1:1で同じ）を行える仕組みである。地域特認取組の項目数は2017年度時点で、44都道府県177項目にのぼる。ちなみに全国共通取組の項目数は2011～12年度5項目、2013年度以降3項目である。地域特認取組は項目数が多いだけでなく、支払面積の4割以上を占めていた（2017年度で41%）。また2013～16年度の支払面積の伸びを見ると、制度全体で20%増であるのに対し、地域特認取組にかぎると42%増であった。このように地域特認取組は環境支払制度の中心的な位置を占めるに至った。

本研究の事例地域では、大崎市を除き、地域特認の利用率が極めて高かった。とりわけ滋賀県は地域特認取組の設定数が14と多く、県内の環境支払面積の実に90%を占める（2016年度）。佐渡市では地域特認の「冬期湛水」と「江の設置」が併せて95%（2016年度）、豊岡市では地域特認の「冬期湛水」、「中干延期」が併せて75%を占める。

また、佐渡市や滋賀県、豊岡市では国の制度と並行して、自治体独自の支援が実施ないし継続されていた。そのおもな対象である「冬期湛水」、「江の設置」は、上述のように国制度上の地域特認でもあるが、支払単価と技術要件が若干異なる。市の独自支援の技術要件は地域特認に比べやや緩く、単価も低めである（市職員が全申請圃場の現地確認を実施し、要件を満たさない圃場の生産者に助言・指導を行っており、手続的には厳格である）。滋賀県は、それ単独では地域特認取組として認められなかった「緩効性肥料の施用」に対する支払を2012～14年度に実施した。これは2015年度以降「長期中干」との組み合わせで地域特認となった。このように佐渡市と滋賀県では、難度が低く支払単価も低めの取組に対する支援が行われている。

一方、豊岡市は2014年度まで「冬期湛水」に対する独自支援を継続し、国の制度と組み合わせた支援体制を構築していた。たとえば、「冬期湛水」に対する市の助成と「有機農業」に対する国制度の支払を同時に（同一圃場で）受給する、といったことが可能であった。これにより、面積当たり支払単価は最大1万5千円まで高められていた。2015年度からは、国の制度上で同一圃場複数取組の申請・受給が可能になり、市の独自支援は打ち切られた。

滋賀県と豊岡市はともに2015年度から国の制度に全面移行しているが、これは従来の支援のあり方が国の制度上で可能になったためである。こうした条件のない佐渡市は独自支援を引き続き継続している。

以上のように国の制度施行後においても、制度の地域裁量性（地域特認取組）の活用、独自支援の実施を通じて、従来の支援体制を維持する傾向が確認された。これは自治体からすれば当然の対応ではあるが、その方向性には地域間で相違が見られた。佐渡市と滋賀県では比較的容易な取組に対する低額（10a当たり3～4千円）の助成を重視する一方、大崎市と豊岡市では比較的難度の高い取組に対する高額（同8千円）の助成、または複数取組を組み合わせた面積当たり支払単価の向上を重視する姿勢がうかがえた。前者は「広く薄く」、後者は「高難度に厚く」という支援を志向していると考えられる。

なぜこのような地域性が見られるのか。この点は、次項のサブ課題に引き継いで考察した。

(2) 環境に配慮した取組を行う農業経営の実態・収益性・助成効果の解明

国の環境支払制度の助成単価は、各取組の平均的な掛かり増し経費に相当する額として設定されている。滋賀県や豊岡市等における独自支援の支払単価も同様に、掛かり増し経費をベースに算出されている。このように単価設定の基準は一見明快であるが、それ自体は前項末尾の

問いについて何の手がかりももたらさない。問題にしたいのは、個々の単価設定基準と別の次元で、なぜ地域ごとに異なる取組や助成単価が選択・志向されるのか、という点である。

環境支払対象取組の質的な相違の要因としては、自然環境や生態系のありよう、保全活動の展開状況といった条件をひとまず指摘できる。たとえば、長期中干（滋賀県）と中干延期（豊岡市）という正反対の取組（地域特認）が環境支払の対象になっているのは、主たる環境改善目標が地域ごとに異なるためである。滋賀県では琵琶湖の水質改善、兵庫県ではコウノトリ野生復帰が主たる環境改善目標であり、これに応じて支払対象取組を選択していると考えられる。

一方で面積当たり助成単価という量的な側面については、こうした説明だけでは不十分である。佐渡市と豊岡市は、水田で採餌する大型の希少鳥類の野生復帰という極めて似通った環境改善目標を有するにもかかわらず、上述のように助成単価の傾向は異なるためである。

そこで、環境支払と認証制度の補完的運用という着眼点（荘林・佐々木 2018）を参考に、各地域の米販売戦略および生産物認証制度と、環境支払の対象取組の関係について分析を試みた。

その結果、次のような興味深い点が明らかになった（学会発表）。第1に、農協の米販売の品揃えにおいて、佐渡市と滋賀県の環境保全米はほぼ単一のアイテムとして扱われていたのに対し、大崎市と豊岡市では多様な栽培基準や特徴を有する環境保全米が多数（10 アイテム以上）取り揃えられていた。前者では単一アイテムに対して自治体が生産物認証を行っていた。後者の場合、製品差別化（価格プレミアム）の程度がより大きいアイテムが、認証対象であった。

第2に、4地域とも生産物認証の技術要件に環境支払の対象取組が含まれるが、その関係性は地域間で異なっていた。佐渡市と滋賀県では選択的な認証要件に、大崎市と豊岡市では逆に必須要件に、環境支払対象取組が多く位置づけられていた（表1）。認証制度との関係で見ると、前者の2地域は生産者の選択の幅を広げ、あるいはハードルを下げるために環境支払を利用している。他方後者の2地域は、より高度な取組へと誘導することで、面積当たり受給単価を向上させる方向に環境支払を利用している。

表1 生産物認証要件と環境支払対象取組の重複状況

地域	認証制度	認証シェア (注1)	要件(注2)	
			必須事項	選択的必須事項または努力事項
宮城県 大崎市	ふゆみず たんぼ米	0.2%	有機農業 冬期湛水	
新潟県 佐渡市	朱鷺と 暮らす 郷づくり	19.7%	・化学肥料・農薬慣行比5割減 ・生きもの調査 ・エコファーマー認証取得 ・畦畔草刈	冬期湛水(注3) 江の設置(注3) ・魚道の設置 ・水田ビオトープ
滋賀県	環境 こだわり 農産物	45%	・化学肥料・農薬慣行比5割減 水田からの濁水流出防止 周辺環境に配慮した農薬の使用	・水田八口ーの利用 局所施肥 緩効性肥料の施用 土壌診断に基づくリン酸資材施用 温湯消毒実施 液剤防除実施 畦畔草刈 化学農薬不使用 生物生息環境保全・生きもの調査 ・未利用資源利用 ・景観作物植栽
兵庫県 豊岡市	コウノトリ 育む農法	12.5%	【無農薬タイプの場合】 有機農業 【減農薬タイプの場合】 ・化学肥料不使用、農薬慣行比7.5割減 【両タイプに共通の項目】 ・生きもの調査(中干前) ・温湯・食酢種子消毒 ・畦畔管理 冬期湛水及び早期湛水 ・深水管理 中干延期 地元産堆肥使用 ・JAS、特裁、市、JAいずれか認証取得	・生きもの調査(冬期湛水・早期湛水時及び出穂期前後) ・魚道、生きものの逃げ場設置 ・米ぬか、くず大豆施用 (3項目全て努力事項)

資料：対象地域の自治体および農協からの聞き取り調査。

注1) 大崎市はJAみどりの管内における2016年度の主食用水稲作付面積に対するシェア、佐渡市は2014年度の市内水稲作付面積に対するシェア、滋賀県は2016年度の県内水稲作付面積に対するシェア、豊岡市は市内における2016年度の水稲作付面積に対するシェアである。

注2) 環境支払の基礎要件と一致する項目に下線を付した。全国共通の支払対象取組項目を「 」で、地域特認取組項目を「 」で示した。「 」は滋賀県地域特認取組の一つであるIPMに該当する項目である。

注3) 環境支払と異なる取組基準に基づき、市が独自の支払を実施している。

これらの事実と前項の分析結果より、環境支払の基本的な方向性、環境保全米の農協販売における品揃えの構造、環境支払と生産物認証要件の関係性という3つの点において、佐渡市と滋賀県、大崎市と豊岡市がそれぞれ似通った特徴を有していた。～の論理関係やその一般的妥当性の解明・検証は、今後の課題として残されている。とはいえ仮説的に、環境支払の利用の方向性は、生産物の販売条件・販売戦略の影響を受けること、生産物認証要件と支払対象取組の重複関係に反映されること、の2点を指摘できる。また制度利用の具体的な方向性として、佐渡市と滋賀県を「普及型」、大崎市と豊岡市を「高度支援型」と位置づける。

このような類型化を行った上で、各地域の代表的な環境保全型稲作経営体の実態分析を行った。たとえば「普及型」の佐渡市に立地するA経営は、稲を作付けた経営田すべて（85ha）で市基準の冬期湛水を実施し、市の助成500円/10aを受給している。これは同経営が2016年度に受給した政策助成金総額の0.6%に過ぎない。また農協出荷時の価格プレミアムは当初想定より低位にとどまっている。こうしたなかでA経営は首都圏、近畿圏の米穀店への直接販売の割合を高め、これにより販売高を拡大してきた。一方「高度支援型」の豊岡市のB集落では、1980年代後半から化学肥料9割・農薬5割低減の米生産に集落ぐるみで取り組んできた。2008年度に地域ブランドの構築を目指し、営農組合を中心に「コウノトリ育む農法」（化学肥料不使用、農薬7.5割低減または不使用）への転換を図っている。従来からの中干延期（支払単価3千円/10a）や冬期湛水（同8千円）に加え、有機農業（同8千円）の受給も一部で可能になり、2015年度からは同一圃場複数取組を申請・受給している。しかし2016、17年度は国の制度予算が払底したため、2項目めの助成単価は大きく減額された。さらに2018年度以降は同一圃場複数取組の仕組み自体が廃止されてしまった。今後、こうした制度変更の影響の分析が必要である。

(3) 環境保全に取り組む農業経営と地域社会の関係性の解明

2011年度から環境支払は上記制度と切り離されて独立し、生産者の個々の取組が支援対象となった（2015年度から環境支払の申請は原則団体単位となったが、これは手続の簡略化という側面が大きい）。とはいえ環境保全型農業にかぎらず、水田農業では集落等による共同の資源管理が営農の基盤であることは疑いがない。問題は、環境保全型農業の実践に特有の関係が、農業経営と集落等地域社会の間に見出されるか否かである。

この課題に関し、本研究では農地や水路における生物調査活動に着目した（雑誌論文、学会発表）。農業生産者による生物調査活動は、減農薬等の取組とともに展開してきた。近年は農地・水の保安全管理に対する直接支払の活動メニューとなっており、資源管理活動の一環に位置づけられている。また、佐渡市や滋賀県、豊岡市の生産物認証制度では「生きもの調査」が要件に含まれる（前掲表1参照）。大崎市は2016年度からモニタリング手法構築事業を実施して指標種を選定し、生きもの認証制度の構築を目指している。

このように生物調査活動は地域資源管理、環境保全型農業の双方にかかわりを有する。環境支払制度との関係では、近年検討されている「結果に基づく支払」に不可欠な、環境モニタリングとかかわる取組である（荳林・木下・竹田2012、西澤2017）。生態学・社会学分野で市民参加型の生物多様性モニタリングが提唱されており（鷲谷・鬼頭編2007）、農業生産者の行う活動もモニタリングの機能を一定程度果たす可能性がある。

しかし生物調査は、水路清掃や農道管理と異なり営農上必須ではなく、農業生産者だけでは知識がさがれがちであるため、関心や参加率の低下、効果の限定性といった問題が生じる。大崎市における多面的機能支払の活動組織3団体に対する聞き取り調査の結果、水路・農道管理と比較して、参加者数の減少や固定化といった実態があった。他方、農業生産者や集落の生物調査活動を支援する主体として、環境保全を目的とする市民団体が各地域に存在した。大崎市では特定非営利活動法人「田んぼ」、佐渡市では一般社団法人「生きもの語り研究所」が生きもの調査の講習会・観察会の開催、図鑑作成等を実施していた。これら団体の共通点は、生物・生態系の専門知識を有するスタッフがいるだけでなく、環境保全型農業に取り組む比較的若手の農業専従者が理事等として参加していることであった。

また、大崎市鹿島台地区では、絶滅危惧種であるシナイモツゴが生息するため池の保安全管理や外来種駆除活動を、地元住民を中心とした特定非営利活動法人「シナイモツゴ郷の会」が行っていた。同団体には水産を専門とする県の元職員がおり、上記の活動や活動予算の獲得を中心的に担っていた。同会への農業専従者の参加は限定的であるものの、ため池の水を用いる水田耕作者が組織する「かしまだいシナイモツゴ郷の米づくり手の会」が存在し、生産した米の有利販売を行っていた（環境支払の対象にはなっていない）。生産状況の確認や米の認証を「シナイモツゴ郷の会」が実施していた。

以上に見られる農業生産者と環境保全団体の連携、ないし農業生産者の環境保全団体への参加は、環境保全型農業の実践において農村社会に生じる特有の関係性であろう。環境支払制度の枠組を越えるかもしれないが、こうした関係性の強化は、環境保全型農業の普及・定着に向けた重要な政策課題であると考えられる。

(4) 研究成果のまとめと政策的含蓄、今後の展望

本研究の成果と政策的含蓄、今後の展望は次のように要約される。

2011年度の国の環境支払制度導入は、農業環境政策における社会と生産者の責任分界点＝レファレンスレベルを全国で統一した点において、画期的であった。しかしレファレンスレベルを越える取組に対する直接支払の対象取組、およびその単価は、依然として地域的に多様である。国の制度実施以前から独自の環境支払を実施していた本研究の事例地域のうち、新潟県佐渡市、滋賀県、兵庫県豊岡市では、国の制度利用に際して従前の対象取組と単価水準を維持しようとする傾向が確認された。これは自治体独自の支援の実施・継続と、国の制度に内在する地域裁量性（地域特認取組）の活用によって可能となっていた。環境支払の具体的な方向性としては、佐渡市や滋賀県のように広く薄く助成を行う「普及型」と、大崎市や豊岡市のように高難度の取組に手厚く助成を行う「高度支援型」があった。こうした制度利用のあり方は、生

産物の販売条件・販売戦略の影響を受けると考えられる。また、生産物認証要件と支払対象取組の重複関係は、類型ごとに異なることも示唆された。

環境支払制度は第三者委員会による検証や2017年度の行政事業レビュー等を経て、2015、18年度に大きく変更されている。2018年度の主要な変更点は同一圃場複数取組の受給の廃止、全国共通取組の優先化であり、制度活用の現場に及ぼす影響は小さくない。本研究の成果を踏まえれば、自然条件や販売戦略の地域的多様性(立地特性)に配慮し、「普及型」と「高度支援型」のように、地域によって異なる方向性の支援が可能であるような制度設計が求められる。

また、環境保全型農業と並行して行われる生物調査活動において、農業生産者と環境保全市民団体の連携という実態が見られた。生物調査は市民参加型の環境モニタリングという側面を持ち、環境支払制度の改善・発展に寄与しうる。活動の継続・発展のためには、農業生産者と環境保全市民団体の連携強化が重要な政策課題であると考えられる。

本研究の学術的・社会的意義は、これまでほとんど明らかにされてこなかった国内の環境支払制度の利用実態について現地調査と地域比較を行い、「普及型」と「高度支援型」という2つの類型を提示したこと、農業生産者と環境保全市民団体の連携強化を政策課題として提示したことである。ただし扱った事例の特殊性から、知見の一般化には留保が必要である。今後更に調査・分析を進め、類型や論点の精緻化に努める必要がある。加えて、繰り返される制度変更が現場に及ぼす影響についても、引き続き調査を行っていかなければならない。

<引用文献>

- 飯國芳明、2011、国民合意に基づく制度設計のための論点整理、農業経済研究、82(4)、245-250
岸康彦、2005、農業環境支払いの潮流と地方の先進的試み、農業研究、18、125-166
西澤栄一郎編、2014、農業環境政策の経済分析、日本評論社
西澤栄一郎、2017、農業環境支払いの費用効率性をめぐる議論と実践、農業経済研究、88(4)、420-425
莊林幹太郎・木下幸雄・竹田麻里、2012、世界の農業環境政策、農林統計協会
莊林幹太郎・木村伸吾、2014、農業直接支払いの概念と政策設計、農林統計協会
莊林幹太郎・佐々木宏樹、2018、日本の農業環境政策、農林統計協会
矢口芳生、1995、食料と環境の政策構想、農林統計協会
鷲谷いづみ・鬼頭秀一編、2007、自然再生のための生物多様性モニタリング、東京大学出版会

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

桑原考史、日本の農業直接支払における生物調査活動に対する行政介入の実態、共生社会システム研究、査読有、vol. 11、no. 1、2017年、pp. 164-195

〔学会発表〕(計 2 件)

桑原考史、環境保全型農業直接支払の地域的活用の二類型 区分出荷と認証制度に着目して、日本農業経済学会、2018年
桑原考史、農業にかかわる環境情報蓄積の意義と実態 指標開発と効果検証に着目して、共生社会システム研究、2016年

〔図書〕(計 1 件)

矢口芳生・古沢広祐・千賀裕太郎・安藤光義・柏雅之・野見山敏雄・降旗信一・David Allen・津谷好人・千年篤・桑原考史・新井祥穂・荒木和秋・福田恵・岡野一郎・森祐希子・澤佳成・堀口健治・榎本弘行・河路由佳、農林統計出版、共生社会 共生社会をつくる、2016年、pp. 149-168

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。